

# 北海道開発関係の定員の純減方策について

( 参 考 資 料 )

平成 1 8 年 4 月 2 8 日  
国 土 交 通 省

## 事 務 所 の 職 員 配 置 基 準

事 項	河 川 事 務 所	道 路 事 務 所	港 湾 事 務 所	農 業 事 務 所
目 的	一級河川の改修、維持、管理 防災対策、水防指導等対策の拠点	国道の整備、維持、管理 国道防災、災害対応、応急復旧の拠点	港湾、空港、漁港の整備	大規模農業地域の基幹施設の 整備
事 務 所 配 置 基 準	管内到達1時間以内、管理延長100km	管理延長200km、到達時間1.5時間	重要港湾等の近接地に配置	現場到達1時間以内
事 務 所 組 織	庶務課、計画課、工務課（複数もある）	庶務課、維持課、工事課（複数もある）	庶務課、工事課（複数もある）	庶務課、工事課（複数もある）
計 画 系 の 職 員 配 置  予算管理、計画策定、測 量・調査業務 <b>測量・調査実施は民間委託</b>	計画係：係長と係員1名 調整係：係長1名のみ	計画係：係長と係員1名	計画係：係長と係員2名 調査試験係：係長1名のみ （港湾管理者・広範な利用者 等との調整が多い）	計画係：係長と係員1名 事業地区数により複数配置
維 持 管 理 系 の 職 員 配 置  河川・道路の維持・補修、 除雪、事故対応・対策 占用・更新に係る業務 <b>巡視巡回、維持工事の 補助はすべて民間委託</b>	維持補修係：係長と係員1名 管理係：係長と係員1名	維持補修係：係長と係員1名 交通管理係：係長と係員1名 機械係：係長1名のみ 管理係：係長と係員1名	施設は港湾管理者に管理委託  他に港湾の保安指導のため 港湾保安対策係：係長のみ 船舶等管理のため 機械係：係長のみ	施設は土地改良区等が管理
工 事 系 の 職 員 配 置  実施計画に基づき事業を 実施 <b>設計、積算、工事監督は すべて民間委託で補完</b>	工務係：係長と係員1名 工事量、工事の種類に応じ複数の工務係 を配置	建設係：係長と係員1名 工事量に応じ複数の建設係を配置	建設係：係長と係員1名 工事量に応じ複数の建設係を 配置	建設係：係長と係員2名 担当地区数で複数の建設係を 配置
庶 務 系 の 職 員 配 置  <b>経理係は開発建設部所在地 外のみ配置（又は同一市所 在複数事務所では統合）</b>	庶務係：係長1名のみ 経理係：係長1名と係員1名	庶務係：係長1名のみ 経理係：係長1名と係員1名	庶務係：係長1名のみ	庶務係：係長1名のみ

# 河川事務所の見直しについて (池田河川事務所の例)

現体制 (H17) 20人

将来の体制 17人

平均超勤時間 27時間/人月

所長 副所長

庶務課長

庶務係長

経理係長-係員

管理係長-係員

労務管理、庶務に関する事務

経理・契約に関する事務

占用許可・更新等に係る判断、指導を要する事務

計画課長

計画係長-係員

調整係長

維持補修係長-係員

改修計画策定、年度実施計画策定等

事業地元説明、事業・管理に係る関係機関調整等

河川管理施設の状況判断、維持・補修・管理等

工務課長

第1工務係長-係員(2)

第2工務係長-係員

設計書作成、審査、現場監督、自然環境調整対応等

設計書作成、審査、現場監督等



3名減

(15%)

所長 副所長

庶務課長

庶務係長

管理係長-係員

計画課長

計画係長-係員

調整係長

維持補修係長-係員

工務課長

第1工務係長-係員

第2工務係長-係員

事務所等の経理・契約事務の本部での集中処理

△2

現場技術補助業務の拡大

△1

# 池田河川事務所の所管について



- 河川管理延長 125km  
(十勝川、浦幌十勝川、下頃辺川、牛首別川、  
札文内川、十弗川、猿別川、利別川、十日川)
- 河川改修工事 ・築堤、浚渫、環境整備
- 河川維持管理 ・河川巡視  
・河川の補修工事  
・排水機場や樋門の点検整備  
(樋門78、排水機場等12、  
水門4、導水路1)  
・堤防法面の除草  
・河川敷占用等の許認可(283件/年)

工事発注件数 39本/年、調査検討業務等 24本/年

- 下流部は、シシャモの内水面漁場、全国有数のサケ遡上河川、特別天然記念物のタンチョウが生息し、漁業や環境面での調整事項も多い。
- 地震の多発地帯にあるほか泥炭などの軟弱地盤も広く分布していることから施設管理の上で高度な技術を要する。

- 庶務課管理系では、占用許可、更新、河川巡視にかかる判断、指導等は職員自らが行う。
- 計画課は、改修計画策定、地元調整、事業・管理に係る関係機関調整、河川管理施設の維持補修の判断など、職員自らが行わなければならない業務を行っている。
- 工務課は、積算補助、監督補助の外部委託を進めるが、設計積算に係る条件設定、審査、完成検査、設計変更時の判断などは職員自らが行わなければならない。工事本数から見ても2係は最低限必要。
- 豪雨災害時に24時間態勢で情報収集・情報発信、応急対策等が必要であり、これ以上の削減をすると、これらが迅速にできない。

# 港湾事務所の見直しについて

(函館港湾事務所の例)

現体制 (H17) 33人

将来の体制 24人

港湾3、漁港6、空港1の計10港を担当

平均超勤時間 39時間/人月

- 所長 副所長(2)  
 庶務課長 専門官  
 庶務係長 労務管理、庶務に関する事務  
 人事厚生係長 事務所の福利厚生に関する事務  
 経理係長-係員 経理・契約に関する事務  
 第1工事課長  
 計画係長-係員(2) 港湾の事業計画、調査検討  
 調査試験係長 港湾の工事に係る設計、現地調査  
 第1建設係長-係員 函館港の工事実施  
 第2建設係長-係員 檄法華港、森港の工事実施  
 機械係長 観測機器、船舶等の維持・保守点検  
 第2工事課長 事業専門官  
 第1建設係長-係員 漁港の事業計画、調査検討、設計、現地調査  
 第2建設係長-係員 砂原漁港、臼尻漁港の工事実施  
 第3建設係長-係員 函館、大島(離島)漁港の工事実施  
 第4建設係長-係員 福島、江良漁港の工事実施  
 第3工事課長  
 第1建設係長 函館空港の事業計画、調査検討、設計、現地調査  
 第2建設係長-係員 函館空港の工事実施

(※) 工事実施とは、設計図書の作成、工事実施に係る関係機関等との調整、積算、施工監督、検査をさす

(※) 現地調査とは測量、地質調査等をさす

港湾3、漁港6、空港1の計10港を担当

- 所長 副所長(2)  
 庶務課長  
 庶務係長  
 第1工事課長  
 計画係長-係員(2)  
 調査試験係長  
 第1建設係長-係員  
 第2建設係長  
 機械係長  
 第2工事課長 事業専門官  
 第1建設係長-係員  
 第2建設係長-係員  
 第3建設係長  
 第3工事課長  
 第1建設係長  
 港湾保安対策係長

業務処理体制の見直し  
(人事厚生係の廃止)

△1

事務所等の経理・契約事務の本部での集中処理

△3

現場技術補助業務の拡大

△5

9名減

(27%)

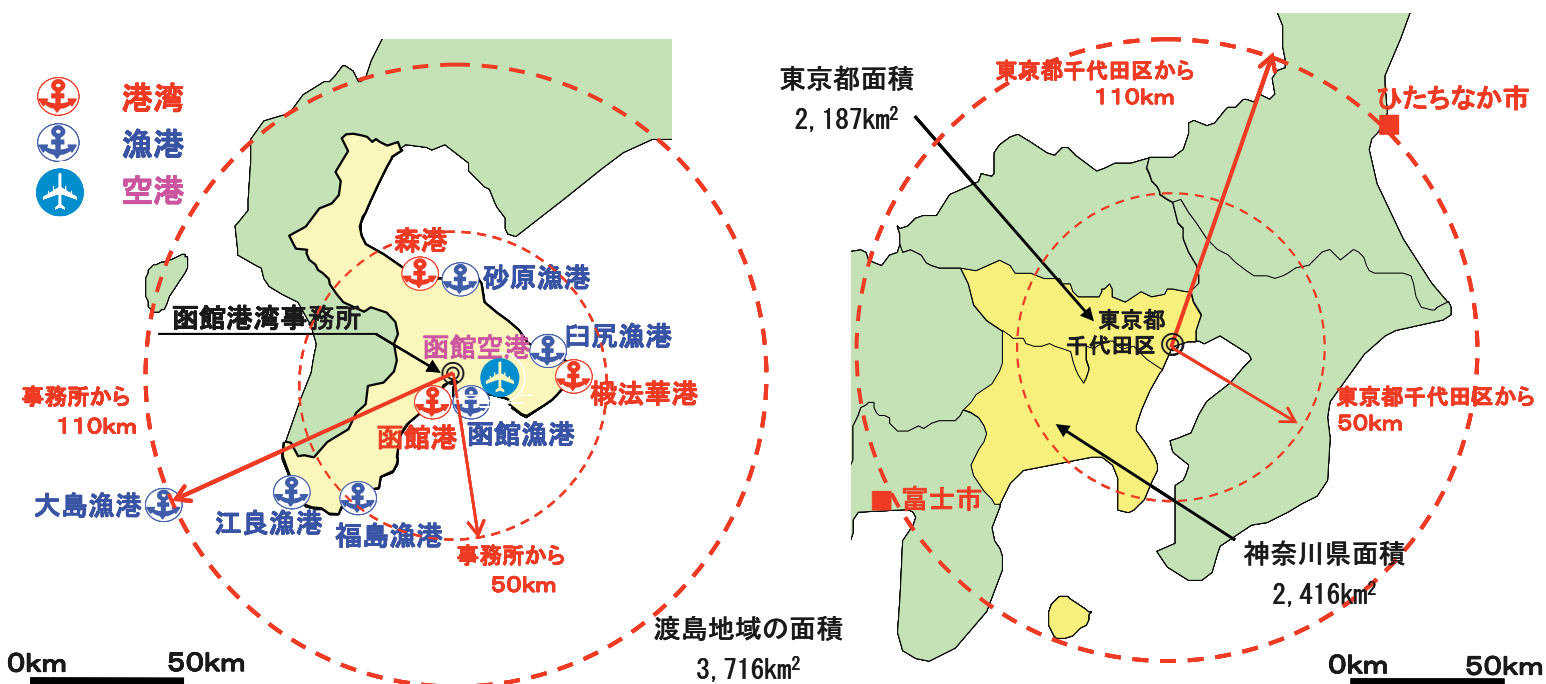
# 函館港湾事務所の所管について

○函館港湾事務所が管轄する港湾・空港・漁港は、渡島地域に分布しており、3港湾、1空港、6漁港で整備している。

(事業費約62億円(港湾32億円、空港6億円、漁港24億円)、工事实施件数19件)

○最も遠い港は、事務所から約110km離れており、東京都千代田区から茨城県ひたちなか市までの距離に匹敵する。

外部委託が可能な積算補助・監督補助業務相当分をすべて削減しており、これ以上の人員削減は、事業執行に係る関係行政機関・港湾利用者等との調整や工事に係る品質検査や工事変更に係る行政判断等行政として判断すべき業務への対応、港湾におけるテロ対策等への安全確保の確認、港湾背後圏の経済活動に不可欠な物流機能の維持などに支障が生じるため、不可能である。



# 農業事務所の見直しについて (釧路農業事務所の例)

現体制 (H17) 27人

将来の体制 21人

平均超勤時間 35時間/人月

所長 副所長

庶務課長 専門官

庶務係長

労務管理、庶務に関する事務

経理係長-係員

経理・契約に関する事務

第1工事課長

計画係長-係員

はまなか地区に係る事業の計画・実施の調整

第1建設係長-係員 (3)

工事の設計・施工及び監督 (東工区)

第2建設係長-係員 (3)

工事の設計・施工及び監督 (西工区)

第2工事課長

第1建設係長-係員 (2)

南標茶地区に係る工事の設計・施工及び監督

第2建設係長-係員

南標茶地区に係る計画・実施の調整

第3建設係長-係員 (2)

鶴居第1地区

所長 副所長

庶務課長

庶務係長

事務所等の経理・契約事務の本部での集中処理

△3

第1工事課長

計画係長-係員

第1建設係長-係員 (2)

第2建設係長-係員 (2)

現場技術補助業務の拡大

△3

第2工事課長

第1建設係長-係員

第2建設係長-係員

第3建設係長-係員 (2)



6名減

(22%)

# 釧路農業事務所の所管について

○釧路農業事務所は、各々農家の申請に基づいて事業化された3つの独立した地区を所掌している。これらの地区の事業対象面積は、計14,500haに及び広範囲に分布しており、事業を実施する上で調整すべき関係機関、関係者が多く、対象地域や事業内容などが異なるため、組織上も区分して所掌することが必要である。

農業農村整備事業の実施にあたっては、農地や農業水利に係る地域間や受益農家の利害・権利関係を調整しつつ進めることが特に必要である。①工事の準備段階(調査、計画、協議、用地等)においては、地元関係機関や受益農家との調整、関係機関との協議等が必要となり、主に係長が担当する。②個々の工事の実施段階においては、農地の性状などに応じた工事内容の変更等きめ細かな調整、対応が必要となり、主に係員が担当する。これら工事の準備から実施、完成に至る各段階の利害関係の調整や関係者との協議については行政が責任を持って行う必要があり、これらに必要な人員は削減が不可能である。

工事発注19本、工事費4,320百万円、1.9本/人  
調査発注24本、調査費612百万円、4.0本/人



## 【事業実施上の特徴】

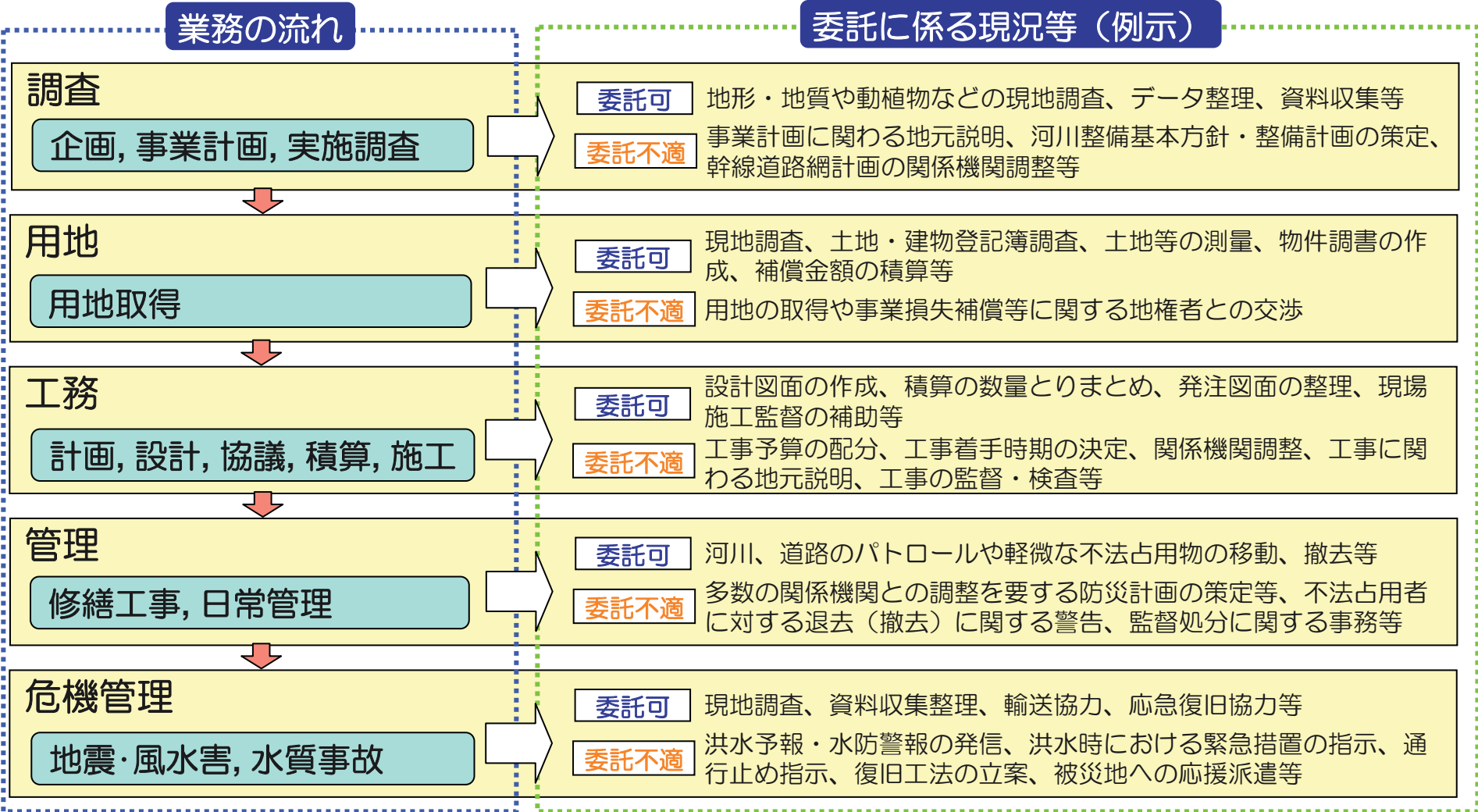
- 釧路開発建設部管内には203,000haもの広大な農地が拓けている。これは、四国の総農地面積(152,200ha)の1.3倍の規模に相当する。
- 事業対象面積 14,500ha
- 事業対象面積が広大であるため、農地の性状も多様であり、調査・調整箇所が多い。
- 受益農家のほか自治体、農協、漁協等協議調整のための関係機関が多い。
- 平成17年度の実績ではこれら関係機関との調整回数は、のべ1,305回。





# 北海道開発局における民間委託の推進の考え方

行政判断・行政責任等が求められる業務は職員自らが当たり、それ以外の補助的・単純な業務は委託に馴染む業務として民間等への委託化を推進。



## 北海道開発局関係

### 北海道開発局（1カ所：札幌）

#### 【組織概要】

開発監理部、事業振興部、建設部、港湾空港部、農業水産部、営繕部

#### 【業務内容】

- ・北海道開発局全体の監理・運営事務
- ・以下に掲げる各種建設工事の実施計画管理事務等処理
  - ・国道の整備・管理等
  - ・一級河川の整備・管理等
  - ・港湾・空港の整備等
  - ・建設業の管理監督等
  - ・官庁施設の整備等
- ・農業に係る土地改良事業等

### 開発建設部（11カ所）

#### 【組織概要】

札幌、石狩川、函館、小樽、旭川、室蘭、釧路、帯広、網走、留萌、稚内

#### 【業務内容】

- ・総務、人事、契約等に加え、調査・計画、用地取得等の事業横断的な事務を処理

### 事務所（63カ所）

#### 【業務内容】

工事の施工・監督、道路・河川の維持管理等を行う現場の最前線機関（比較的事業量の多い地域の拠点に配置）。

河川	13カ所
道路	26カ所
河川・道路	2カ所
港湾・空港	11カ所
農業	10カ所
公園	1カ所

### 事業所等（65カ所）

#### 【業務内容】

工事の施工・監督、道路・河川の維持管理等を行う現場の最前線機関（比較的数量が少ない事業量を所管。機動的に改廃）。

河川・ダム	23カ所
道路	22カ所
港湾・空港	7カ所
農業	13カ所

開発建設部の管轄面積について

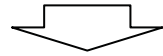
開発建設部	県名	面積(k㎡)
	1 香川県	1,876
	2 大阪府	1,894
	3 東京都	2,187
	4 沖縄県	2,275
	5 神奈川県	2,416
	6 佐賀県	2,440
	7 鳥取県	3,507
	8 奈良県	3,691
	9 埼玉県	3,797
	10 滋賀県	4,017
留萌開発建設部		4,020
稚内開発建設部		4,051
	11 長崎県	4,095
	12 徳島県	4,145
	13 石川県	4,185
	14 福井県	4,189
	15 富山県	4,247
小樽開発建設部		4,306
	16 山梨県	4,465
	17 京都府	4,613
	18 和歌山県	4,726
	19 福岡県	4,975
	20 千葉県	5,157
	21 愛知県	5,163
	22 愛媛県	5,677
	23 三重県	5,777
	24 茨城県	6,096
	25 山口県	6,112
	26 群馬県	6,363
	27 大分県	6,339
	28 栃木県	6,408
函館開発建設部		6,566
	29 島根県	6,708
	30 高知県	7,105
	31 岡山県	7,113
	32 宮城県	7,286
	33 熊本県	7,405
	34 宮崎県	7,735
	35 静岡県	7,780
	36 兵庫県	8,395
	37 広島県	8,478
室蘭開発建設部		8,510
	38 鹿児島県	9,188
	39 山形県	9,323
釧路開発建設部		9,437
旭川開発建設部	40 青森県	9,607
札幌開発建設部		9,852
	41 岐阜県	10,098
網走開発建設部		10,621
帯広開発建設部		10,690
石狩川開発建設部		10,831
	42 秋田県	11,107
	43 新潟県	11,612
	44 長野県	12,583
	45 福島県	13,562
	46 岩手県	13,783
		15,279
合計	83,739k㎡	北海道 83,456k㎡

※面積は国土地理院の「全国都道府県市区町村面積調」より(ただし、都府県の面積は平成17年10月1日現在、各開発建設部の管轄面積は平成16年10月1日現在のデータ)

# 除雪の役割分担の考え方

平成16年1月13日夜から16日まで、道東において記録的(150年に一度)な豪雪

道路交通網を含め交通機関の機能が停止し、社会経済活動に大きな影響



各道路管理者がそれぞれの役割のもと、全力を挙げて除排雪を実施

- 国は、骨格幹線道路である国道のうち、圏域間のライフライン、救急救命ルート、救援物資輸送ルートの確保を最優先に除排雪を24時間体制で実施

北見と旭川・札幌方面への連絡ルートを常時確保  
北見と釧路方面・帯広方面への連絡ルートを2日間以内に確保 等

- 道は、地方的な幹線道路である道道のうち、分散する集落の長期孤立化を解消することを最優先に除排雪を実施

国道は道道に比べ1次除雪は早く完了したが、次の降雪に備えた2次除雪(市道の運搬排雪支援を含む)は、道道とほぼ同時に終了

	1月																2月											
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
国道	1次除雪(車線確保)								2次除雪(拡幅除雪)																			
道道	1次除雪(車線確保)																	2次除雪(拡幅除雪)										

- 1次除雪～車線の確保を目的とした除雪
- 2次除雪～次の降雪に備えた堆雪幅確保のための拡幅除雪や歩道除雪

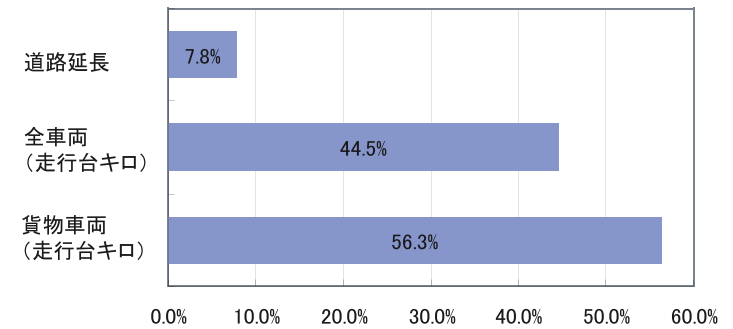
# 網走地方の道路開通状況

平成16年1月16日15:00時点

- 国道は圏域間のルート確保を最優先
- 道道は集落の長期孤立化の解消



自動車交通における国道が占める割合(北海道)



凡 例

<span style="color: red;">—</span>	常時確保路線 (国道)
<span style="color: green;">—</span>	常時確保路線 (道道)
<span style="color: red;">- - -</span>	48h以内確保路線 (国道)
<span style="color: green;">- - -</span>	48h以内確保路線 (道道)
<span style="color: red;">· · · · ·</span>	通行規制路線 (国道)
<span style="color: green;">· · · · ·</span>	通行規制路線 (道道)

J R	札幌～網走	19日	運行再開
飛行機	女満別空港	16日午後	運行再開

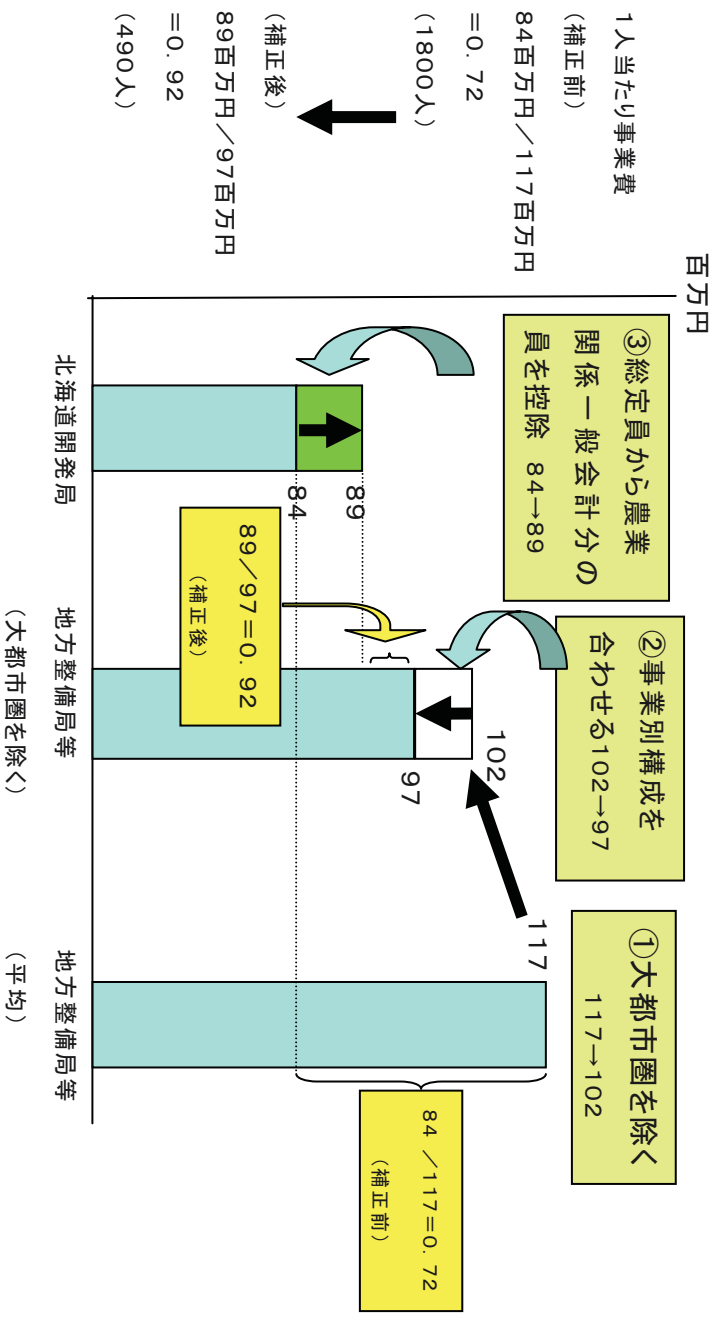
## 1人当たり事業費による地方整備局等との比較

職員1人当たりの事業費を比較すると地方整備局等に比べて「3割少ない」(定員に換算すると1,800人程度多い)とされている点については、

- ① 北海道と事業実施を巡る状況が大きく異なる大都市圏を除いて比較する、
- ② 受益者との調整等に人手を要する農業のシェアが大きいことなど、事業別構成の違いにより生ずる差を修正する、
- ③ 北海道開発局と地方整備局等の比較を行う際の定員データの取り方を合わせる、

との補正を適正に行えば、1人当たり事業費のみで比較しても、8%程度低い(定員に換算すると490人程度多い)との結果となり、指摘されているほど大きな差があるわけではない。

### 一人当たり事業費の比較を適正に補正した場合



## 一人当たり事業費等の比較

- ① 北海道と状況の異なる大都市圏を除く  
東北・北陸・四国・中国・九州整備局と比較する。
- ② 整備局における総事業費の事業別構成を合わせる

受益者との調整等に人手を要する農業関係事業のシェアが北海道開発局は3倍となるなど、事業別シェアが大きく異なる。

平成17年度 事業費比較

単位：百万円、%

区分	北海道開発局			地方整備局等		
	事業費	構成比	1人当たり事業費	事業費	構成比	1人当たり事業費
河川	108,716	20.4%	98	701,635	22.2%	85
道路	283,244	53.1%	124	1,956,321	61.9%	242
空港・港湾	39,897	7.5%	87	275,372	8.7%	125
農業	101,436	19.0%	95	227,850	7.2%	74
計	533,293	100.0%	108	3,161,178	100.0%	146

注1 事業費には用地補償費を含む。

注2 1人当たり事業費は、工事諸費（特別会計）定員を基に算出。

- ③ 整備局等と定員の範囲を合わせる（開発局の農水関係の一般会計職員を控除）

【北海道】

【地方整備局等】

事業費	4181億円	1127億円	27651億円	2103億円
国交関係事業+農水関係事業				
定員	一般会計 特別会計	一般会計 特別会計 (325人)	一般会計 特別会計	一般会計 特別会計

## 道路、河川の管理延長を考慮した地方整備局等との比較

職員 1 人当たり事業費は、業務量と定員の関係を表す指標の 1 つではあるが、道路や河川の管理に要する業務量を反映していない。北海道開発局は、全国の直轄国道管理延長の 3 割の国道及び全国の直轄河川管理延長の 2 割の河川を管理しており、道路や河川においては定員の半数近くが管理業務に従事していることから、業務量と定員の関係を判断する要素として管理延長も考慮する必要がある。

このような考え方に基づき、道路と河川については事業費及び管理延長で、管理業務のない港湾空港と農業については事業費で、地方整備局等と定員の規模を比較してみると、5%程度（300人程度）過大との結果となる。

	開発局（現況）	試算値	過不足数
道路事業	2, 290人	1, 705人	585人
河川事業	1, 105人	1, 447人	▲342人
港湾空港事業	460人	319人	141人
農業農村整備事業	1, 069人	1, 370人	▲301人
水産基盤整備事業	109人	109人	0人
小計	5, 033人	4, 950人	83人
一般会計職員	1, 250人	1, 025人	225人
合計	6, 283人	5, 975人	308人

注1 「過不足数」欄の▲は、不足人数を示す。

- 2 直轄水産基盤整備事業は北海道開発局においてのみ実施しているため、比較できない。
- 3 一般会計職員の試算値は、地方整備局における特別会計職員数と一般会計職員数の比率に基づき試算した。



## 道路、河川管理延長を考慮した地方整備局等との比較

### <道路事業の場合>

#### ◎事業費での比較

2. 42億円/人 ⇨ 2,832億円 ⇨ 2,832÷2.42=1,170人  
 (地方整備局平均値) (開発局の事業費) (地整と同じ比率で配置した場合の定員数)

#### ◎管理延長での比較

1. 77km/人 ⇨ 6,476km ⇨ 6,476÷1.77=3,659人  
 (地方整備局平均値) (開発局の管理延長) (地整と同じ比率で配置した場合の定員数)

#### 事業費と管理延長の両方を考慮した定員

1,170×(0.57+0.43÷2)+3,659×0.43÷2=1,705人 2,290人

※道路改築と道路維持管理に係る職員数の比率は0.57:0.43

※管理に係る職員の内、半数程度は維持工事等、改築と同等の業務に従事と仮定

2,290-1,705=585

よって585人多い

### <河川事業の場合>

#### ◎事業費での比較

0.85億円/人 ⇨ 1,087億円 ⇨ 1,087÷0.85=1,279人  
 (地方整備局平均値) (開発局の事業費) (地整と同じ比率で配置した場合の定員数)

#### ◎管理延長での比較

1. 01km/人 ⇨ 2,143km ⇨ 2,143÷1.01=2,122人  
 (地方整備局平均値) (開発局の管理延長) (地整と同じ比率で配置した場合の定員数)

#### 事業費と管理延長の両方を考慮した定員

1,279×(0.60+0.40÷2)+2,122×0.40÷2=1,447人 1,105人

※河川改修と河川維持管理に係る職員数の比率は0.60:0.40

※管理に係る職員の内、半数程度は維持工事等、改修と同等の業務に従事と仮定

1,447-1,105=▲342

よって342人不足